

チャリティーボックス

設置にご協力ください



日本赤十字社は、国内外での災害救護活動や国際救援活動をはじめ、救急法等の講習普及、ボランティア活動の推進や青少年赤十字の活動支援など、大切な「いのち」を救う活動を行っています。

これらの活動は、皆さまからお寄せいただく**活動資金**によって支えられています。

**あなたの会社で、お店で、赤十字の「救う」活動を支える
チャリティーボックスを設置しませんか？**

皆さまのご支援で例えば…

3,000円で

災害時に避難所で
必要となる救援物
資を配付できます



10,000円で

赤十字と共に災害
救護を行う救護ボ
ランティアを1名
養成できます



小さなスペースからはじめる、「救う」を支える社会貢献



<ボックスの仕様>
縦 16.0cm
横 11.0cm
奥行き 13.5cm
固定用ワイヤー
南京錠付



※義援金の募集用のチャリティーボックス貸し出しは行っておりません。

**継続的なご支援が安定した活動、より充実した備えに繋がります。
赤十字活動資金にご協力ください。**

設置の
ご相談・
お問合せ



日本赤十字社 東京都支部
Japanese Red Cross Society

- 法人・団体での設置
…振興課 03-5273-6743
- 地域赤十字奉仕団での設置
…地域推進課 03-5273-6742

平日9:00
～17:30



赤十字チャリティーボックス設置の流れ

申込書の提出

チャリティーボックス取扱要領をご参照のうえ、「チャリティーボックス設置申込書」にご記入・ご捺印いただき、日本赤十字社東京都支部までお送りください。



ボックスの送付

お送りいただいた「チャリティーボックス設置申込書」を確認し、設置申込書（写し）とチャリティーボックスを送付いたします。



送金

原則、年1回（1月頃）専用の振込用紙を送付いたしますので、お振込みをお願いいたします。

※イベントでの設置の場合は、終了後速やかに送金とボックスの返却をお願いいたします。



領収証の送付

入金を確認後、領収証をお送りいたします。

※チャリティーボックスは、設置者と日本赤十字社東京都支部による協議のうえ、いつでも廃止することができます。

廃止する場合は、日本赤十字社東京都支部までご連絡をお願いいたします。

※チャリティーボックスは「赤十字活動資金」用です。国内義援金募集用のチャリティーボックスの貸し出しありません。

**あなたの会社で、お店で、赤十字の「救う」活動を支える
チャリティーボックスを設置しませんか？**

設置のご相談・お問合せ



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

東京都支部

〒169-8540 東京都新宿区大久保1丁目2番地15号

- | | | |
|----------------|--------|--------------|
| ○法人・団体での設置 | …振興課 | 03-5273-6743 |
| ○地域赤十字奉仕団での設置 | …地域推進課 | 03-5273-6742 |
| (平日9:00~17:30) | | |

日本赤十字社東京都支部チャリティーボックス取扱要領

1 設置申し込みについて

チャリティーボックス事業の趣旨をご理解いただいたうえで、「チャリティーボックス設置申込書」を記入していただき、日本赤十字社東京都支部(以下、「東京都支部」という。)までお送りください。

2 チャリティーボックスの送付について

上記申込書が東京都支部に届き次第、確認させていただき、設置申込書(写)、チャリティーボックス(以下、「ボックス」という。)をお送りいたします。

3 ボックスの管理について

ボックスの管理は、設置者および設置場所のご担当者にお願いいたします。保管・安全には十分ご留意願います。設置申込書記載の内容変更(名称、所在地等)、ボックスの破損等の場合は、東京都支部までご連絡をお願いいたします。

4 金員の定期送金について

送金につきましては、年1回(1月)に送金依頼書と専用の振込用紙(手数料無料)を送付させていただきますので、金員の多少にかかわらず、郵便振替にて当支部口座にお振込をお願いいたします。

但し、イベント会場にあっては、終了後速やかに送金とボックスの返却をお願いいたします。
なお、振込用紙通信欄に「チャリティーボックス寄付金」を明記願います。

5 領収証等の発行について

入金確認後、設置者に領収証または入金確認書をお送りします。

6 廃止について

設置者と東京都支部による協議のうえ、いつでもボックスを廃止することができます。

また、設置後1年以上送金がない場合は、設置について協議をさせていただく場合がございますので、ご了承くださるようお願いいたします。

なお、廃止が決定した場合は、速やかにボックスを東京都支部宛お送り下さい。

7 その他

この要領に定めのないものは、別途協議させていただきます。

8 問い合わせ先

〒169-8540 東京都新宿区大久保1-2-15 日本赤十字社東京都支部

法人及び団体での設置 : 振興課 03-5273-6743

地域赤十字奉仕団での設置 : 地域推進課 03-5273-6742

(付則)

この要領は、平成30年4月1日(東支振第87号)から施行する。

この要領は、令和2年10月1日(東支振第177号)から施行する。

日本赤十字社東京都支部チャリティーボックス設置申込書

1. 設置区分	□常設用 □イベント用 (イベント名：)	
2. 設置期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
3. 設置個数	個	
4. 設置場所 <small>※設置場所が複数の場合、別途設置場所一覧を添付ください。</small>	設置場所 名称	
	住所	〒 -
	ご担当者名	
	部署名	
	電話番号	
5. 設置申込者	申込者名	印
	住所	〒 -
	ご担当者名	
	部署名	
	電話番号	
6. その他	※特記事項がある場合はご記入ください。	

【お問い合わせ・申込書送付先】

日本赤十字社東京都支部

〒169-8540 東京都新宿区大久保1-2-15

○法人・団体での設置 …振興課 03-5273-6743

○地域赤十字奉仕団での設置 …地域推進課 03-5273-6742
(平日9:00~17:30)

日本赤十字社東京都支部記入欄			
管理番号			
貸出日		担当	
返却日		担当	